

日本労働年鑑 第55集 1985年版
The Labour Year Book of Japan 1985

第三部 労働政策

II 雇用政策

2 職業安定行政と職業訓練行政

3 公共職安と職業訓練

臨調と職安行政

臨時行政調査会は、八三年三月までの二年間に五次にわたる答申をおこなったが、労働省関係の主要指摘事項は、(1)内部部局の再編合理化、(2)特殊法人等の整理合理化、(3)地方支分局の整理合理化、(4)地方事務官制度の廃止及び都道府県労働局の設置、(5)許認可等の整理合理化、であった。職安行政については、二点が注目される。第一は、「労働省の公共職業安定所及びその出張所(約六〇〇箇所)については、労働市場の変化を踏まえ、失業者状況に配慮しつつ再編を進め約六〇箇所整理する」というもので、第二は、職業安定関係の地方事務官制度については、その業務を都道府県がおこなうものと、国がおこなうものとに区分けして、その制度を廃止するというものである。なお、雇用保険事業と職業紹介事業と職業指導事業とは、国の事務として処理されるべきものであるとした労働省の主張は、臨調答申におおむね反映している。

雇用保険法の改正

八四年七月六日、雇用保険法改正案が参議院本会議で可決、成立した。改正案の内容の第一は、給付額の算定方法の変更である。これについては、(1)従来は離職前六カ月に支払われた給与の総額をもとに給付日額の算定がなされていたが、その算定基礎からボーナスを除外すること、(2)これによる水準低下を防ぐため日額を現行の最低二四一〇円～最高六六七〇円から最低二五七〇円～最高七三三〇円に引き上げるとともに、六割以上給付の範囲を従来の一等級～一三等級から一等級～二二等級に広げることが定められた。第二は、給付日数の変更である。従来は、年齢に応じて一律に四段階区分としていたが、改正後は被保険者期間(勤続年数)の長短を加味し三段階に区分する。このため短期の勤続者は一部、給付日数が削減となる。ただし、特例により、身障者や特定不況業種、地域の離職者のほか、倒産による失職や船員から陸上勤務に移ったことによる離職者については、従来どおりとすることが定められた。第三は「再就職手当」の創設である。給付日数を半分以上残して再就職した場合は、基本手当の三〇～一二〇日分を支給して早期再就職を促進するという定めとなった。第四は、自己都合離職者にたいする給付制限期間の強化である。この場合、給付制限期間を従来の一カ月から三カ月に延長することが主たる変更である。第五は、高年齢者の取り扱いの変更である。これは、(1)六五歳以上で離職した者には原則として基本手当を支給せず、被保険者期間に応じて五〇～一五〇日分の「高年齢求職者給付金」を一時金のかたちで支払う、(2)六五歳以上で新たに雇用されても被保険者になれない、(3)ただし、常雇に近い場合は本人が希望すれば、公共職業安定所長の認可を受けて一回に限り保険加入を認め、離職時に一律基本手当の五〇日分の一時金を支給する、(4)また、六五歳定年で退職、失業した者には、従来

どおり一時金でなく基本手当を支給する、(5)これにともない、従来六〇歳以上の高齢者は保険料が免除されていたが、これを六四歳以上に変更するなど内容をとするものである。国会審議の過程では、政府改正案にたいして種々な点で野党の批判がおこなわれたが、結局、高齢者の取り扱いなどの点で相当な修正をおこなったうえで、公明や民社が改正を認め、雇用保険法の改正が成立した。

労働者派遣事業問題調査会の報告

八四年二月一五日、労働者派遣事業問題調査会(会長、石川吉右衛門東大名誉教授)が労働省職業安定局長宛に報告書を提出した。この報告書は、労働者派遣事業につき、対象分野の限定などによる社会的ルールの設定の必要性を述べた。労働側委員の一部からは留保の意見書が提出された。労働省は、報告書の提出を受け今後の対応策のあり方について検討中であるが、新たなルールを設けて労働者派遣事業を認めていく方向で、立法措置を講じる必繋があると判断しており、中央職業安定審議会での審議を経て、関係法案を提出することにした(詳細は本年鑑「特集」の箇所を参照されたい)。

不況業種・地域雇用安定法

八三年五月一七日、特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法が法律第三九号として公布され、七月一日から施行された。この法律は、従前の特定不況業種離職者臨時措置法(業種法)および特定不況地域離職者臨時措置法(地域法)が八三年六月三〇日に有効期限が切れることから、それらを整理統合し、また、再編して新たに業種・地域雇用安定法を制定することとしたものである。この法律による新規の施策は、つぎのごとくとされている(条文の詳細は八四年度年鑑を参照)。

- (1)特定不況業種および特定不況地域の機動的な指定および指定期間の設定
- (2)下請中小企業における雇用調整の実態に即した離職者対策の実施
- (3)構造不況業種における過剰労働者についての失業期間の短縮等のための雇用調整助成金制度の充実

右の法律制定の背景については、つぎのように考えられよう。

不況業種・地域雇用安定法の前身である「業種法」と「地域法」は、それぞれ一九七七年と七八年に制定されたが、当時は第一次石油危機を契機とした経済成長率の低下、景気の停滞、発展途上国の追上げ等の理由で、造船、繊維、平電炉といった構造不況業種問題が表面化し、これらの業種から一時に多数の離職者の発生が予想された。実際、これらの業種が集積している地域では、雇用失業情勢が悪化し、特定不況地域平均の常用有効求人倍率が〇・三倍台で低迷(全国平均〇・五八～〇・六三倍)するという状況であった。業種法および地域法による雇用対策は、八三年二月までの実績についてると、認定再就職援助計画六八〇〇件、離職者手帳の発給一〇万五七七〇件(以上業種法関係)、雇用保険個別延長給付の受給月平均五〇八四人(地域法関係)となっており、また以上のほか、雇用調整助成金制度による失業の予防や職業訓練等による再就職の促進などがはかられた。

しかし、第二次石油危機を経て低成長経済の定着が背景となって、従来の不況業種の一部、たとえば造船などでは雇用情勢の改善がみられ、また一部の地域で情勢が好転したものの、従来からの構造不況業種である電炉製鋼業、アルミ、合板等の業種ではひきつづき産業調整と雇用調整問題が表面化しつつ、また、新たに石油化学等の素材産業で構造不況の状況が生じ、実際それらの構造不況業種が集積する地域では、常用有効求人倍率で再び〇・三%台の低迷がつづくという状況となった。このような状況にたいし、従前の二法には、施行上機動的な運営が困難であること、

失業の予防措置を強力に展開しがたいこと、地域雇用開発の促進策が困難であること、などの諸点で限界が意識されてきた。以上のような事情が新法の背景となった、と思われる。

日本労働年鑑 第55集 1985年版

発行 1984年12月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月21日公開開始

■←前のページ 日本労働年鑑 1985年版(第55集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
